

(七) 完成言の説明語に立てる如き場合、假令ば、

(甲) 疑問副詞が説明主格に在る場合のもの、

〔禮記十一左〕天下其幾矣、〔孟子九上〕寡人之民不加多何也

右は、『イクバクアルゾ』、『何デアアルヤ』などの義にして、イクバク、何などの下に、ア  
リと云へる説明語を省略せる形なり、

又、此例、和文にも、ソヤなどを用ゐたる場合には、多く生ずるものなり、テニヲハ全  
廢論を参照すべし、

(乙) 形容語的副詞の下に在る場合、此類の實例、單純副詞の終にあり、

〔毛詩十五右〕窈窕淑女、君子好逑、〔毛詩三ノ右〕汎彼柏舟、在彼中河、

〔禮記四左〕天子穆穆、諸侯皞皞、

右何れも、『窈窕トアル淑女』、『汎トアル彼柏舟』、『穆々トアリ、皞々トアリ』などの如  
くにアリと云へる説明語を、窈窕、汎、穆々、皞々など云へる完成言の下に省略せる

形のものなりとす、此他、説明語の省略せられたる例は、動詞の右爲非に接續詞の而字等の下に在り、  
〔備考〕説明語を省略したる和文各種の例

〔新古今集〕春上菅原淺緑花も一にかすみつつ、おぼろに見ゆる、春の夜の月デアアルカナ

〔新古今集〕春下藤原山櫻花の下風、ふさにけり、故に木の下ごとの、雪のむらぎエガ見ユル

ふ〇この歌にては見ゆる形なり、

〔新勅撰集〕内親三式子わさも子が、玉もの床に、よる浪の、よるとはなしに、ほさぬ袖デアアルかな、

### 第三項下 漢文の説明主格は、其實完成言

なる事を論ず

名詞、若くは代名詞が、完成言に在りて、説明語を省略せる場合には、其名詞若くは代  
名詞は、英文法書の或る者に開ふ所の説明主格と同一なるが如くなれど、こは元來  
此名詞若くは代名詞が、説明語に立てるにあらずして、説明語は別にあるべきを、省  
畧したる形なるが故に、此名詞若くは代名詞を、直に説明語と稱することは、不當に  
して、こは方にやはり完成言とすべきなり、其例二三を左に示すべし、

〔春秋三ノ左〕四者之來、龍祿過也、〇龍祿が過ケル故デアアルと云ふ體にして、四者之來と云へる句が主格、龍祿過と云へる句が完成言也が副詞

にして、説明語を兼ねたるものなり、

〔老子八右〕功成名遂、身退、天下之道、〇天下之道と云へる語は完成言にして、上例と同一なり、只こちらには也字をも省略せり、



〔論語十五ノ〕子謂子產有君子之道四焉其行已也恭其事上也敬其養民也惠其使民也

義○恭敬惠順の四字は各完成言にして、アリといふ既明語は省略せる形なり故に、恭敬惠順が直に既明語と見なさるゝなり、

〔論語四左ノ〕曾子曰○中君子人與君子人也○君子人は完成言にして、也が副詞と既明語とな兼ねたる形なり、

〔備考英文法の説明主格に當る完成言の和文に於ける例

〔古今集是冬、坂上〕朝ぼらけ有明の月と見るまでに、吉野の里にふれる白雪○この歌より成る者にて、文法上の解剖にては、全句が完成言に當るものにて、上下に主格と既明語とが省略してある形なり、而して、其意は、此景色は以上主格朝ぼらけ有明の月と見るまでに吉野の里にふれる白雪と、以上完成言ある以上既明語と云ふこととなるなり

〔後撰集雜丸一〕これやこの、ゆくもかへるも、わかれては、知るもしらぬも、逢阪の關（テアル）

### 第七章 略語法 (Ellipsis)

文章を簡單にし、語勢を圓滑にする爲には、其成分を省略することが通常です、主格目的格のあるべきを略し、又説明語を略することは最も多き例です、殊に、説明語の有爲等は最も然り、又前置詞の如きにも、同一の場合に、一處には前置詞ありて、其下方には之なき例あり、又、接續詞の而字の如きも、之を略すること多し、各其條に詳にせり、

### 第八章 剩語法 (Pleonasm)

文章に勢力を添ふるの目的を以て、感詞的に過剩語を挿入することがある、是れ、文法上、文章組織の必要成分にはあらざれど、修辞上には殊に要用なる一の方法です、假令ば、指示代名詞の『抑亦先覺者は賢乎』『私人之子、百僚是試』『桓魋其如予何』などの是、其の如き、又、接續副詞の則字の内なる『君子不重、則不威、學則不固』の則字の類是なり、

### 第九章 重語法

同一の義理ある語句を重用するは、文勢を強張するの最良手段にして、剩語法と略同一のもので、假令ば、動詞に『采采其何』（動詞の條に例あり）など用の、又、助辭的副詞に、決定の義ある矣と無二の義ある已とを重ぬる如きも、此主旨に外ならぬのです、（此事は助詞の例あり等）而して、連結語の如きも、亦往往之を重用することあり、左の如し、

第一例 前置詞の以字の重なる例

〔莊子二右ノ〕以牛之白類者與豚之亢鼻者與人有痔病者、不可以適河、

〔莊子十五ノ〕知人之所爲者以其知之所知、以養其知之所不知、

第二例 以と故と重なる例



〔老子<sup>上ノ十</sup>〕天長地久、天地所以能長且久者、以其不自生、故能長生。  
此他に、孟子十一下、大國也と云ふ句あり、これは、世の上に故を略せる形にして、意義上以の字を故の字と同視して、エエハ其大國ニ郊スレバナリ」と和訓すべきものです。

第四例 雖と然と重なる例

〔史記<sup>伯夷傳</sup>〕詩書雖缺、然虞夏之文可知也。

### 第十章 重句法

句を重ねる時には、必ず大に感歎の意を發するものなり、左の如し。

〔論語<sup>四右ノ十</sup>〕子在陳、曰歸與、歸與、吾黨之小子。

〔論語<sup>二右ノ十</sup>〕子曰、觚不觚、觚哉、觚哉。

〔論語<sup>八右ノ九</sup>〕子曰、沽之哉、沽之哉、我待買者也。

〔論語<sup>十六左ノ</sup>〕蘧伯玉使人入於孔子。

使者出、子曰、使乎、使乎。

〔孟子<sup>十下ノ</sup>〕萬章問曰、敢問交際、何心也、孟子曰、恭也、曰、卻之、卻之、爲不恭、何哉。

### 第十一章 倒置法

#### 第一項 倒置法の定義、并に倒置法起生の理由

倒置法とは、修辭上の必要、即ち語勢を強め、感動を現はす等の目的より、普通文法に示す所の語句の位置を顛倒するを云ふ、而して、其起生の理由を按ずるに、文法的に

生せしものと、修辭的に生せしものとの二種あり、文法的に生せしものとは、假令ば、他動詞の謂曰などの上にある目的格の中、句より成るものの如きは、其句を説明語の下に置く時は、甚だ混亂を生ずるの恐あるが故に、先づ之を一句として説き終り、さて其後に、説明語を置ける如き類を云ふ、而して、此の如き例は稀にして、倒置法引起る所以は、主として、修辭的にあり、即ち、(一)文章に勢力を添へむとする時、(二)又は、文章中主要の部分にして、他の注意を此に向はしむる必要がある場合に、其主要部を句首に置く、と云ふが如きに在る者です、例令ば、〔固哉高叟之爲詩也〕の如きは、全く語勢を添ふる爲に倒置せしものにて、〔有人於此〕〔於此有人〕などするは、人を主として之に注目せしめむとする時には、〔有人於此〕とし、場所を主として注目せしめむとする時には、〔於此有人〕とするの類なり、此他、尙ほ左に著しき少許の例を示すべし。

### 第二項 倒置法の實例

#### 第一款 副詞を倒置するもの

第一節 形容詞の副詞法を倒置して説明語の如くに用ゐる例

〔孟子<sup>九下ノ</sup>〕禹之相舜也、歷年多、施澤於民久。  
これは「多歷年」「久施澤於民」とすべきを多久を倒置せり。



〔論語一十九ノ〕子張曰、執德不弘、信道不篤、焉能爲有、○此は「要不執、德不信、道不篤」にて倒置法なり。

第二節 時の副詞を倒置して、説明語の如くに用ゐる例

〔春秋二十四右〕曰、不食三日、○三日を下に倒置せるなり。

〔孟子十一上〕人長於伯兄一歲、○一歳長於伯兄とすべきを、下に一歳を倒置せるなり。

第三節 接續副詞を倒置する例

〔孟子十三上右〕其子趨而往視之、苗則槁矣、○視之則苗槁矣とすべきを、則を苗の下に置けり。

第四節 前置詞的熟語を倒置する例

前置詞の説明語を兼ねる如きものも、亦前置詞的熟語の倒置法と見るを得べし、

〔禮記九左〕必告之以其制、○以其制告之とすべきを、其以其制を告之の下に倒置せるなり。

又、因みに云ふ、前置詞を顛倒して、後置詞となすも亦倒置法なり、其條に詳論せり、

第一款 接續詞を倒置するもの

〔孟子十四下左〕予雖然豈舍玉哉、○雖然予とすべきを予の下に雖然を倒置せり。

〔淮南子四ノ地〕人故十月而生、○故人十月而生とすべきを人の下に故を倒置せり。

第三款 格の倒置法

主格以下の諸格が、各自正當の位置に在らずして、變則にあるもの、即ち目的格、完成言が説明語の上に置かるる如きものは、亦皆一の倒置法なり、其條を見て知るべし、

### 第十二章 文章の分類

#### 第一項 文章分類法の種別

文章は、之を分類するに三法あり、第一は其使用(Use)の方法に關して之を分類し、第二は其構造(Constructing)の性質によりて之を分類し、第三は其構造の方法によりて之を分類す、而して、其使用の方法に關して分類するもの」と、「構造の性質によりて分類するもの」とは、泰西文法の分類法にして、其構造の方法によりて分類するものは、支那古來の分類法なりとす、

#### 第二項 文章を其使用の方法に關して分類するもの、及び其種類

文章は、其使用の方法に關して、説明文(Declarative)疑問文(Interrogative)命令文(Imperative)感歎文(Exclamative or Exclamatory)の四種となす、

#### 第三項 説明文



説明文とは、主格の性質有様若くは動作の説明を、平調的に爲す所の文章なり、即ち疑問、命令、感歎等の如く、口氣に波瀾なき文章にて、凡そ疑問、命令、感歎の三種に屬せざる普通多數の文は皆之に屬す、

### 第四項 疑問文

疑問文とは、疑問を發する文章にして、疑問詞、疑問代名詞、疑問形容詞、疑問副詞等を以て、之を作

- (一) 疑問代名詞を用ゐるもの 〔孟子一九下〕然則舜有天下也、孰與之。
- (二) 疑問形容詞を用ゐるもの 〔孟子五一下〕王笑曰、是誠何心哉。
- (三) 疑問副詞を用ゐるもの 〔孟子三一下〕平何之。
- (四) 助辭的疑問副詞を用ゐるもの 〔春秋三十一〕魯可取乎。

### 第五項 命令文

命令文とは、命令若くは希求を示す所の文章にして、(一)對坐の状態を記述するの説明文にて誘導するものと、(二)呼格を用ゐて誘導するものと、(三)希求の意義ある願請など二類の副詞を以て作るものとがある、假令は、

(一) 對坐の状態を記述するの説明文にて誘導するもの 此例、動詞命令法の下にあり

〔論語六十七〕子曰、略中居吾語女、

(二) 呼格を用ゐて誘導するもの 例は呼格の下に詳なり

〔尚書十三右〕帝曰、兪咨、垂汝共工、尚書三ノ三左に、帝曰、格汝舜の汝舜の如きは右の倒置法とも云ふべき歟、

(三) 希求の意義ある願請など一類の副詞を用ゐて作るもの 例は他動詞の下に詳なり

〔春秋十四八左〕君若辱、略寡人、則願以滕君爲請、

### 第六項 感歎文

感歎文とは、感歎の意義を有する文章にして、通常感詞のある句は、皆感歎文なりとす、此外、語勢を強むる目的、若くは或る語句を提唱する目的を以て、語句の常法を變ずる場合、即ち倒置法とか重語法とかを用ゐる場合には、通常必ず多少其文章に感歎の意を生ずるものです、而して、其感歎の度には、大に輕重の差ありて、其輕さものは、殆ど感歎の意なきものに似たり、先づ其感歎の度の輕じと云ふものは、

- (一) 略語法を用ゐし場合
- (二) 重語法を用ゐし場合
- (三) 前置詞を後置詞とせし場合



等の類にて、其重しと云ふものは、

- (一) 剩語法の場合
- (二) 重句法の場合
- (三) 倒語法の場合但し、これには感詞の輕きものもあり、
- (四) 打消を爲すに、打消副詞の不などを用ゐずして、疑問副詞の豈何などにて打消したる場合、其他總べて反語の場合、
- (五) 助辭的副詞の矣字などにて強き決定を爲したる場合、たとへば「子思曰、吾過矣禮記十八左ノ」子曰、甚矣吾衰也、久矣吾不復夢、見周公論語七右ノの類、

の場合同なりとす、

〔参考〕打消に關する説明文と感歎文との差  
 打消の時、通常の打消副詞を用ゐて論語八右ノ「子貢曰、我不欲人之加諸我也」の如くする時は、説明文なれど、假令ば、論語九左ノ「君子居之何陋之有」の如く、疑問詞を用ゐるなど、すべて反語を用ゐて打消す時は、感歎文となる者なりとす、

### 第十三章 文章を其構造の性質によりて分類

するもの、及び其種類

文章は、其構造の性質によりて、單純文(Simple sentence) 雜糅文(Complex) 複合文(Compound) の三種と爲す、

### 第十四章 單文

#### 第一項 單文の定義

單文とは、一個の主格に就きての説明を爲す文章なり、故に其成分は、假令以數多の添加言を有するものなるにもせよ、そは委く單語、複合詞、若くは熟語の三種に止りて、一の句の形を爲すものではないのです、

#### 第二項 單文の例

- 〔荀子 二四ノ十〕主格 說明語 武王崩副詞
- 〔論語 五十七ノ〕主格 說明、完成言 佛肸以中牟畔副詞
- 〔孟子 六三ノ左〕主格 說明、目的格 無敵於天下副詞
- 〔禮記 十六ノ左〕主格 說明、目的格 南宮縚之妻之姑之喪、夫子誨之、壻以上即ち單文なり、而して下文の副詞たり、曰、爾毋從從爾、爾毋扈扈爾、

### 第十五章 糅文

前に所謂雜糅文の略語なり



### 第一項 綵文の定義

綵文とは、一の完全なる句(Proposition)に、一个若くは二个以上の不完全なる句(Clause)の附屬せるものにて、其完全なる句を主句、主文又は本句、又は獨立句と稱し、不完全句を附屬句、又は附屬文と稱す、故に、綵文には、必ず二个以上の主格と説明語とを有するものです、假令ば、

(一) 一个の附屬句ある例

(甲) [春秋廿七左] 若將亡之、則亦皆亡

(乙) [孟子六八下] 我欲行禮

(二) 二个の附屬句ある例

(甲) [禮記七右] 夏后氏殯於東階之上、則猶在阼也

(乙) [禮記十三右] 長者問不辭讓而對

右の諸例を解剖すれば、左の如し、

(一) 甲) 主格 本句  
 完成言にして附屬句 接續副詞句  
 ワレガ、モシ、コレヲ、ホロボサムト、ワレガ、スルトキハ、

主格 接續副詞 說明語 本句  
 カレハ、亦皆亡

(二) 乙) 主格 說明語 本句  
 目的格にして附屬句 接續代名詞  
 ワレ 禮ヲ行ハムコトヲ

(三) 甲) 主格 完成言 目的 說明 接續副詞  
 夏后氏ガ東階ノ上ニ殯ラスレバ  
 副詞にして附屬句  
 副詞 主格 完成言 說明 後置詞 副詞 後置詞  
 ナホソノモノガ阼ニアルガ如クニ



本句  
 主格 ノ、モノ、ガ、アル  
 説明語

(三乙) 長者ガ問フトキハ  
 主格 説明 接續副詞

過去分詞動詞句にして附屬句

主格 目的 説明 目的格 説明 從位接續詞  
 主格 本句 説明  
 ワレハ辭讓ヲセズ〔ト云フコトヲ〕シテ

〔註〕 糝文と單文との別

糝文と單文との異なる所は、只一なり、即ち單文の成分は、皆單語若くは熟語より成れど、糝文の成分には、不完全句あり、詳言すれば、單文中の或る一成分若くは二個以上の成分に不完全句のものを以てすれば、直に糝文となるなり、故に、糝文は、主格、目的格、完成言、變成動詞の完成言、及び引用語等、何等の部分にても、一の句より成るものある時は、成立するものなり。

第二項 糝文の本句には一語より成る簡單なるものある事

糝文の本句には、只一語より成る簡單のものあり、即ち前項に引用せる例に也一語にて本句の形を代表するものさへあるが、今尙ほ一二を擧げて示さむに、たとへば、春秋廿右の『公攝位而欲求好於邾』は、欲ス公ガ欲と云ふ一語が本句にて、其上と下との句は、共に副詞的の附屬句なり、又孟子九上の『非予覺之誰也』は、誰也といふ語が本句である類です。

第三項 糝文の附屬句を誘出するもの

糝文の附屬句を誘出する主なる連結語は、(一)接續代名詞、(二)前置詞、(三)後置詞、(四)接續副詞、(五)從位接續詞の五種と爲す、されど、其之を省略する場合も亦尠なしとせず、時の副詞句は、多く必ず連結語の力を藉らずして、間々感詞の也を其下に有して、其語の力にて誘出せらるる如きものもあるなり、以上の諸例左の如し、  
 (一)『率乃祖攸行』の『乃祖ノ行フ』と云へる完成言に立つ所の句は、攸と云へる接續代



名詞に誘出せられて他の語句と關係を結ぶ（こゝにては、乃祖ノ行フ倂ノ者と云ふ省略なり、形に從へる者字と乃祖ノ行フとを倂が結合

(二)『爲其衆人而用之也』の『其衆人而用之』と云へる完成言に立つ所の句は、(其衆人ニシテ用キル爲メデアルの義爲)と云へる前置詞に誘出せらる、

(三)『率師以來』の『率師』と云へる副詞に立つ所の句は、以來と云へる後置詞に誘出せらる、

(四)『弟子入則孝』の『弟子入』と云へる接續副詞句は、接續副詞の則字に誘出せらる、

(五)『植其杖而芸』の『植其杖』又は『子路拱而立』の『植其杖』など云へる過去分詞動詞狀に立つ所の副詞句は、而と云へる從位接續詞に誘出せられたるものなり、されど、『都城過百雉國之害也』の『都城過百雉』と云へる句の如きは、『都城百雉ニスグルコトハ』の義にして、コトと云へる接續代名詞なくして誘出せられたるものです、又、『我欲行禮』の『行禮』と云へる句の如きは、『禮ヲ行ハムト』と云ふ如くに、トなど云へる前置詞なくして誘出せられたり、『以與我鄰國爭此土也』の如きは、接續副詞の則字なくして、自ら感詞の也の爲に誘出せられたるに似たる所あるが如きものです、又、『惠公之薨』

也（ト）有宋師』の『惠公之薨』の如きも、感詞の也にて誘出せられたる者の如し、又、『子孫纂之至于今』の如きは、『子孫纂之』と云へる過去分詞動詞狀句が、接續詞の而字なくして、誘出せられたるものです、又、『男女授受不親禮典』の『男女授受スルトキハ』と云へる接續副詞句は、連結語即ち接續副詞なくして誘出せられたるものなりとす、

### 第四項 綵文の附屬句の種類

綵文の附屬句は、之を其性質より分類して、(一)名詞的附屬句、(二)形容詞的附屬句、(三)副詞的附屬句の三種と爲す、假令ば、

(一)『君子所居而安者、易之序也』の『君子所居而安者』と云へる主格に立つ所の句の如き、又は、『不求用於法』の『用於法』と云へる目的格に立つ所の句の如きは、何れも名詞の如くに用ゐられたるものなれば、之を名詞的附屬句と云ふなり、名詞的附屬句は、必ず主格若くは目的格若くは同格に立つ例なりとす、

(二)『君知所以爲尸者』の『所以爲尸』と云へる句は、者と云へる代名詞を形容するが故に、此句は形容詞の如くに用ゐられしものとして、形容詞的附屬句と云ふなり、而して、『率乃祖攸行』（尚書八ノ）と云ふ如くに、其乃祖攸行』と云へる句の下に、一の名詞若



くは代名詞もなきものにて、こは「乃祖攸行者」と云へる義にして、者と云へる代名詞は省略したる形のものに見なして、猶ほ之を形容詞的附屬句と稱することあるなり。

(三)「古之人三月無君則弔」の「古之人三月無君」と云へる接續副詞句は、弔と云へる説明語の副詞にあるものなれば、之を副詞的附屬句と云ふなり、又「予縱不得大葬、予死於道路乎」の「予縱不得大葬」の如きも、下句の副詞にあるものなれば、こは亦副詞的附屬句と稱すべし、又「爲身死而不受」の「爲身死」と云へる過去分詞動詞狀句も亦同じ、又「書曰至自會」の「至自會」と云へる完成言も、亦曰と云へる説明語に對して副詞なるが故に、副詞的附屬句と云ふべきものなりとす。

### 第五項 釋文の例

#### 第一款 釋文の附屬句にして主格に立て

るものの例

第一節 接續代名詞の所字若くは其先行詞の者字にて誘出せられたるもの(こゝの例は所者共にあり)

〔易九右〕君子所居而安者、易之序也。〔孟子七上ノ〕國之所存者、幸也。○君子所居而安者、共ニ一の不完余句にて、釋文の主格に立てり。

第二節 接續代名詞句にして和訓の時接續代名詞の先行詞なる者若くは事と云へる語を附して訓すべきを省略せる形のもの

第一例 「何々スルコトヤ」と感詞の也の字あるもの

〔論語四左〕曾子曰、○中、臨大節而不可奪也、君子之人、與君子之人也。○大節ニ臨ミテ奪フノ人アリ、の義にて其者と云へる語は省略せられたる形なり。

第二例 通常のもの(この一類は、皆「何々スルコトヤ」と云ふ如く、事と云へる語のあるべきを省略せる形のものなり、)

〔禮記十六右〕士之有誅、自此始。○士ノ誅アル事ハ、の義なる事と云へる語を省略せる形のものなり、

第三節 有と云へる説明語若くは形容詞の無字が説明語に立つ如き時、其下にありて、主格たるもの、

〔禮記九左〕去國三世、爵祿有列於朝、出入有詔於國。○出入ニ詔ルノ義なり、



〔禮記二十左ノ〕中殿號令命百官貴賤無不務内以會天地之藏無有宜出○ノベ出ヅル事

### 第二款 糅文の附屬句にして目的格に立

てるものの例

〔禮記二三右ノ〕君知所以爲尸者則下之第一節 接續代名詞(所といふ語)にて誘出せられたるもの

第二節 接續代名詞句にして、和訓の時、接續代名詞の事と云へる語を附して訓すべきを省略せる形のもの、即ち願請欲求問恐謂曰爲不圖等が説明語に立てる場合、附屬句が其目的格に立ちて、「禮ヲ行ハムコトヲ欲ス」などとあるもの、

〔孟子十五上右ノ〕惠王曰寡人願安承教○願ハクハ安シテ教ヲ受ケ

〔孟子十二上左ノ〕請野九一而助國中什一使自賦○野ハ九一ニシテ助シ國中ハ什一ニシテ自ラ賦セシメムコトヲ請フの義にて、野ハ目的格なり〔孟子六左ノ〕我欲行禮○我レ禮ヲ行ハムコトヲ欲スの義なり

〔韓非子二左ノ〕若以黨舉官則民務交而不求用於法○法ヲ用ケルコトヲ求メズの義なり

〔論語七左ノ〕子張問崇德辨惑○德ヲ崇クシ惑ヲ辨セムコトヲ問フの義なり

〔莊子十一右ノ〕今吾聞至人之言恐吾無其實輕用吾身而亡吾國○恐クハ吾身ヲ用キテ吾國ヲ亡サシムコトヲ恐ルの義なり

〔禮記六右ノ〕夫婦有所是謂承天之祜○夫婦所アルコトヲ承天ノ祜ト謂フの義なり

### 第三款 糅文の附屬句にして完成言若くは變成動詞の完成言若くは副詞に立

てるものの例

第一節 接續代名詞の所字若くは其先行詞の者字を以て誘

出せられたるもの

〔禮記十一右ノ〕所遊必有常所習必有業○其物が遊ブ所ニ必ズ常アリとの義にて「其物が遊テ」と云ふ句は所字によりて誘出せらる、而して其物と

略に從へる遊の主格は省

〔孟子八下右ノ〕由君子視之則人所以求富貴利達者其妻妾不羞也而不泣者幾希矣

第二節 接續代名詞の先行詞なる事など云へる語にて誘出

せられたるものにて、其接續代名詞の先行詞は省略



せられたる形のもの

〔墨子三右〕是以略○中賢者衆而不肖者寡此謂進賢○コレヲ賢ナ進ムル事ト謂フの義にて、  
と云へる附屬句は完成句なり

〔春秋十四左〕九月公至書曰至自會猶有諸侯之事焉且諱之也○會ヨリ至ルコト  
ト曰フの義なり

〔孟子十一右〕詩云雨我公田遂及我私惟助爲有公田由此觀之雖周亦助也○公田ナル  
の義なり

第三節 前置詞若くは後置詞にて誘出せられたるもの

〔論語三十一左〕以吾從大夫之後不可徒行也○以吾從大夫之後といふ不完全句は、以とい  
ふ前置詞に誘出せられて、下の本句ニ連結す、

〔春秋二十右〕二十有六年春公伐我夏公至自伐我○自伐我といふ不完全句ハ自といふ  
前置詞ニよりて至と云ふ語に連結す、

〔老子十右〕衆人熙々如享大牢如春登臺○大牢ヲウケルガ如クアリ、春、臺ニ登ルガ如ク  
ハる前置詞に誘出せられてアリと云ふ語に連  
結する形なり、但し、アリと云ふ語は省略に從へり、

第四節 接續副詞にて誘出せらるるもの

〔論語七右〕子曰弟子入則孝出則弟○入ル又は出ヅルと云へる句は則と云へる接續副  
詞にて誘出せられて、下の孝又は弟へ連る形なり、

〔孟子七左〕古之人三月無君則吊○孟子ノ十二左三不朝則六師徒之

〔論語四右〕子曰略○申觀過斯知仁矣○斯は則と同一の作用をなすにあらざれど、同一の  
場合ニ用ゐらるる例なり、接續副詞の條參照すべし、

第五節 接續副詞に誘出せられたるものと同一にして、其接

續副詞は省略せられたる形のもの、

〔春秋十一右〕唯略○申以與我鄰國爭此土也吾子孫其覆亡之不暇○爭此土の下に則字  
の義あり、

〔孟子十二左〕萬章曰敢問不見諸侯何義也孟子曰在國曰市井之臣在野曰草莽之臣皆  
謂庶人○國ニアル則ハ市井ノ臣ト曰フ、野ニ  
アル則ハ草莽ノ臣ト曰フの義なり、

第六節 從位接續詞の雖縱などにて誘出せられて、様文の副

詞部を形成するもの、

〔論語二十九左〕子夏曰雖小道必有可觀者焉○雖小道は「小道ナリト云フトモ」の義にて「小道ト  
云フ」と云へる句は雖に誘出せられてある形なり

〔論語八右〕且予縱不得大葬予死於道路乎、

第七節 過去分詞動詞狀を形成する從位接續詞の而字に誘

出せられて様文の副詞部となるもの、

〔論語七右〕植其杖而芸○植其杖とか子路拱とか云ふ句は、共  
に而字ニよりて下の既明語ニ連結す  
〔禮記二十九右〕子孫纂之至于今○子孫之ヲツギテの義にて省略せる而字  
ニよりて下の至于今といふ句ニ連結す、



第八節 過去分詞動詞狀を形成する従位接續詞の而字(但し

而字ハ省略)に誘出せられて、様文の副詞部をなすものなれど、其實は目的格たるもの。

〔孟子十三上〕至於味天下期於易牙○中至於盤天下期於師曠○天下(期)味(於)易牙(天下)期(於)師曠(の)義なり

第九節 前置詞の爲に誘出せられ、且更に従位接續詞の而字

を下に附して、過去分詞動詞狀句をなし、様文の副詞部たるもの

〔孟子十七下〕郷爲身死而不受殺○孟子六上ノ十三丁にも爲其是童子而征之といふ例あり

第十節上 時の副詞句が連結語の力を藉らずして、感詞の也

にて誘出せらるる如きもの、

〔春秋十四右〕惡公之薨也、有宋師○惡公ノ薨ズル時ヤの義にて、也の字の語勢にて、上句を下句に連結する形なり

第十節下 同上、但し感詞の也の字を省略するもの、

〔孟子九下〕男女授受不親○これは男女授受也、不親とす、べきを也を省略せる形なり

〔孟子十二上〕孔子之去魯曰○これは孔子之去魯也、曰とす、べきを也を省略せる形なり

### 第六項 外形に依りて之を附屬句とせざるもの

(一) 接續代名詞の兩者逝者などと、(二) 従位接續詞の而字等の附けるものにて、固有の副詞にある所の今而既而の類は、其實は句の性質を有すれども、其外形、句に類せざるが故に、今假に之を一の複合詞と見なして、附屬句となさざるなり、

〔参考〕 様文の本句の主格と附屬句主格と相連りたる例、

様文の本句の主格と、附屬句の主格と相連りたる例、即ち二个の主格ありと云ふ文章の例、代名詞の條なる是此の下に詳なり、第二編第五章第八項第三款第二節第五上二二四頁二見

## 第十六章 複文

### 第一項 複文の定義

複文とは、二个若くは二个以上の獨立せる句の連合せるものにて、假令ば「管仲且猶不可召而況不爲管仲者乎」「得一夫而失一國」の類にて、而況とか而とか云ふ語にて上下の句を述べて居ります、而して上句と下句とは同等なりとす、

### 第二項 複文の組織法、並に其成分の名稱

複文は、同位接續詞によりて組織せらるる(故に、従位接續詞の雖假令而以等は、様文の



副詞部を作るものとす)而して其成分に用ゐられたる獨立句をば支句 (member) と稱す、

### 第三項 複文の四大別

複文は、同位接續詞によりて組織せらるゝこと前述の如し、然るに、同位接續詞には四種あるが故に、複文亦自ら四種に分るべし、假令ば、

第一 鎖合接續詞にて結合せるもの

〔禮記九八左〕蓋先之以子夏又申之以冉有〔孟子九一上〕以堯爲君而有象下と各一の句なり、

第二 撰擇接續詞にて結合せるもの

〔濟北集九一右〕然此謝聯不覺醜豈其奪胎乎○豈といふ字はこゝにてはモシクハの後に用ゐてあり、

第三 反對接續詞にて結合せるもの

〔春秋二十三右〕公使謂之曰微子則不及此雖然子弑二君與一大夫爲子君者不亦難乎

〔論語五左〕子曰若聖與仁則吾豈敢抑爲之不厭誨人不倦則可謂云爾已矣

第四 推理接續詞にて結合せるもの

〔孟子十三下〕是與人爲善者也故君子莫大乎與人爲善

### 第五 複合文組織の際接續詞を省略したる例

(甲) 鎖合接續詞の而字又字を省略せし例

〔易三右〕九二見龍在田○此間省而字利見大人

〔論語十六右〕孔子曰君子有三畏畏天命畏大人畏聖人之言○畏天命の下と畏大人の下とに各又の字あるべきを省略せる形にして上二句合して一の複文となり其複文と又下の畏聖人之言と云へる單文と合して又一の複文を爲すなり、

(乙) 推理接續詞の故因等を省略せし例

〔易二右〕初九潛龍勿用○此間省勿用一句なり〔孟子十四左〕燔肉不○此間省至至○此間省不不脫冕而行

### 第四項上 複文の聯合法並に其方法の種類

複文は、同一の語を反覆するの勞を省かむが爲め、實際に當りては、數箇を聯合して、其主格、目的格、説明語等、出來得る限り省略するものなり、其種類凡そ左の如し、

- (一) 二箇以上の主格あるによりて生ずる複文、
- (二) 二箇以上の目的格あるによりて生ずる複文、
- (三) 二箇以上の完成言あるによりて生ずる複文、
- (四) 二箇以上の變成動詞の完成言あるによりて生ずる複文、



- (五) 二箇以上の副詞あるによりて生ずる複文
- (六) 二箇以上の説明語あるによりて生ずる複文

第四項下 複文聯合法の實例

第一款 二個以上の主格あるによりて生ずる複文の例

〔論語五左〕孔子曰、天下有道則禮樂征伐自天子出、自天子出の義なり

〔墨子七左〕昔之聖王禹湯文武兼愛天下之百姓、兼愛天下之百姓の義なり

〔莊子廿左〕仲尼曰、死生存亡窮達貧富賢與不肖毀譽饑渴寒暑是事之變、命之行也、是レ事ハ命ノ行也、存亡ハ命ノ行也、窮達ハ命ノ行也、貧富ハ命ノ行也、賢與不肖ハ命ノ行也、毀譽ハ命ノ行也、饑渴ハ命ノ行也、寒暑ハ命ノ行也、

〔論語二右〕子曰、從我於陳蔡者皆不及門也、從我於陳蔡者皆不及門也、德行顏淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓、言語宰我、子貢、政事冉有、季路、文學子游、子夏、德行ニハ顏淵アリ、閔子騫アリ、冉伯牛アリ、仲弓アリ、言語ニハ宰我アリ、政事ニハ冉有アリ、文學ニハ子游アリ、子夏アリ、

〔論語一右〕憲問、憲問子曰、邦有道、殺邦無道、殺恥也、邦ニ道アルニ殺スルコトハ恥也、邦ニ道ナキニ殺スルコトハ恥也、

〔禮記四右〕十、十道德仁義非禮不成、道德仁義ニアラザレバ成ラズ、禮ニアラザレバ成ラズ、

第二款 二箇以上の目的格あるによりて生ずる複文

〔論語十左〕不舍晝夜、晝夜ヲスズテ晝夜ヲスルノ義なり、

〔論語八左〕夫子之牆數仞、不得其門而入、不見宗廟之美、百官之富、宗廟ノ美ヲ見ズ、百官ノ富ヲ見ズ、

〔荀子八左〕十、十則是國未能獨立也、豈渠得免夫累乎、天下皆於暴國、天下ニハ皆暴國ニカサレテ、則是國未能獨立也、豈渠得免夫累乎、暴國ニカサレテ、

〔論語五右〕十、子曰、巧言令色足恭、左丘明恥之、丘亦恥之、巧言令色足恭、左丘明之ナラズ、

第三款 二箇以上の完成言あるによりて生ずる複文の例



〔禮記ノ四一左〕躬秉耒以事天地山川社稷先古以為醴酪齊盛○事天地山川社稷  
〔論語四左〕請問之曰恭寬信敏惠○恭ト曰フ寛ト曰フ信ト曰フ敏ト曰フ惠ト曰フ

〔孟子ノ十二下〕欲輕之於堯舜之道者大貉小貉也欲重之堯舜之道者大桀小桀也○欲輕之於堯舜之道者大貉也欲重之堯舜之道者大桀也

〔易一右〕乾元亨利貞○乾元也乾亨也乾利也乾貞也の義なり  
〔禮記中庸二〕天地之道博也厚也高也悠也久也○天地之道博也厚也天地之道高也悠也久也

### 第四款 二箇以上の變成動詞の完成言あるによりて生ずる複文の例

〔毛詩十一左〕薄言采芑于彼新田于此菑畝○采芑于彼新田采芑于菑畝の義なり  
〔日本紀〕懸鐘置置於朝○右は複文の例にて、これは鐘ヲ懸ケ置クと朝ニ懸ケ置クと朝ニ置クとなすべきを一方には朝と云ふ副詞を省略せる形であるので、これは其反

### 第五款 二箇以上の副詞あるによりて生ずる複文の例

〔孟子ノ十一右〕是其日夜之所息雨露之所潤非無萌孽之生焉○其日夜之所息雨露之所潤非無萌孽之生

〔孟子ノ三下〕詩云自東自西自南自北無思不服○自東無思不服自西無思不服自南無思不服自北無思不服

〔論語六左〕子曰不有祝鮀之佞而有宋朝之美難乎免於今之世矣○祝鮀ノ佞アリテ宋朝ノ美アラズンバと訓するものとあれど、こは、不の字は、下の複文の支句に各一つづつ有せしめて、祝鮀ノ佞アラズハ而シテ又宋朝ノ美アラズバの義とすべきを、下句の『有宋朝之美』の上には、此不字を省略したる形なれば、此意を心得て訓すれば何れにしても可なり、古人文法を知らず、以上の如き疑問ある所以なり。



第六款 二箇以上の説明語あるによりて

生ずる複文の例

説明 説明

〔毛詩一ノ四ノ〕蔽芾甘棠、勿剪勿伐、伐之、無傷之、無斁也。○蔽芾、ケル甘棠、ケル汝ハ剪ル勿レ、蔽芾

〔尚書六ノ廿〕月正元日、舜格于文祖、詢于四岳、闡四門、明四目、達四聰、咨十有二牧、曰、文

祖ニ格リ、舜ガ四岳ニ詢ヒ、舜ガ四門ヲ闡キ、などの義なり、

副詞 説明 説明 説明 説明 説明

〔禮記十二ノ右〕名子者、不以國、不以日月、不以隱疾、不以山川、○子ニ名ヅクルニ國ヲ以テセ

セズ子ニ名ヅクルニ山川ヲ以テセズ、の義なり

説明 説明 説明 副

〔論語八ノ左〕子問公叔文子於公明賈、曰、信乎、夫子不言、不笑、不取乎、○夫子ハ言ハザル

乎、夫子ハ取ラザル乎の義なり

第五項 複文の聯合法によるべからざるもの

二个以上の物躰の名稱あるも、其名稱が相合して一物を形成したる固有名詞なるか、又は接續詞にて相連ねられて、一物の如くになりたるものは、之を分て二个以上

の主格、若くは完成言、若くは目的格等と爲るを得ざるが故に、隨て之を複文の聯合法によりて複文を作りたるものとはなすべからず、假令は、

〔禮記二十ノ九ノ右〕子孫纂之、○子と孫とは二つの名詞なれど、二者合して「末葉」と云へる一つの

主格あるによりて生ずる複文の例とは、

〔論語一ノ七ノ〕日月逝矣、不我與、○この日と月とも二つの名が合して只一つの時間と

〔論語八ノ左〕他人之賢者、丘陵也、猶可踰也、仲尼、日月也、無得而踰焉、○この日月は銀

川に用ゐたるものにて、單に日なり、川なりと云ふとは聊か異なり、

の類は、子孫や日月は各一つの名稱を表示せるものなれば、必しも「子孫纂之、孫纂之」といふ複文をかく聯合して「子孫纂之」とせしものとは云ひ得ぬやうです、又、

〔論語一ノ九ノ〕子罕言利、與命、與仁、○此例接續詞、與及の條に詳なり

の如きは、與と云へる接續詞にて、利、命、仁の三者を結合したれば、亦之を分つべからず、三者を合せて一と見なすべく、隨てこは複文にあらずして單文なり、又左の目的格に立てる「輕重、長短、白黑」一二の如きは、各二字より成れど、一語なり、即ち「輕及、比、重」「長、比、短」「白及、比、黑」の義にして、前に擧げたる「利、與、命、與、仁」と同一の者にて、一二



とあるは、数の大略を云へるものにて、これ亦一と二と二物にあらず、故に、これは、『輕ヲ知り重ヲ知り、長ヲ知り短ヲ知り』などの如き意とはならず、從て複文を作ることなし。

〔孟子七下ノ〕今恩足及禽獸○權然後知輕重○度然後知長短

〔荀子十左ノ〕脩百王之法、若辨白黑、應當時之變、若數一二

又荀子九左ノ『欲惡取捨之權見其可欲也云々』の『欲惡取捨之權』と云へる複合詞は、『欲之權』『惡之權』『取之權』『舍之權』と云ふ如くに、之を四箇に分つことを得ざるにはあらざれども、こは餘り煩はしければ、此類は亦之を『欲及惡及取及舍之權』として、複合詞と見て、單文の成分なる一の熟語とすべきなり。

又孟子七上右ノ『孟子曰、人有恒言、皆曰天下國家』といへる『天下國家』と云へる語も、亦これ單に此四語を天下と云へる意義に用ゐたるものにて、天と下と國と家と又は天下と國家との如くに四箇又は二箇別義のものに用ゐたるにあらず、さればこれ亦複文を作ることなし。

### 第十七章 文章を其構造の方法によりて分類す

#### るもの、及び其種類

文章は、其構造の方法によりて、文筆の二種に分つ、即ち韻文と散文となり、該餘、讀者二十一詩筆の條に、『陸游筆記、六朝人謂文爲筆、顧寧人亦引其說、不知六朝人之稱文與筆、又自有別、文心雕龍曰、今俗常言、無韻者筆也、有韻者文也、是六朝人以韻語爲文、散行爲筆耳』とありて、南史沈約傳等を引きて論せり、又日本にては、作文大牒群書類從百三二中歴十二拾芥抄上本等に、右の趣見ゆ、而して、又、其内を、詩賦歌謠記事論說序銘など數十種に分つ事あり、但しこれに就きては、古來の成書に、文體明辨、其外數十種の精密なる参考書あるが故に、今此には省略することとせり。

### 第十八章 文章の解剖

文章の解剖とは、文章を組織する各成分を分別するの謂ひなり、而して、此を爲すには、詞論的解剖と文章の解剖との二種あり、即ち、詞論的解剖とは、文章の成分を、八品詞に區別することにして、文章論的解剖とは、文章の成分を、格、說明語、附屬詞部、即ち形容詞部、副詞部の諸部に分つことなりとす、但し、本講義は、童蒙初學者の爲にせしに非ずして、専門學研究の諸子に向てせしものなれば、別に演習的に解剖の實例を



示す等の幼稚なる手数をなさず、若し夫れ疑問あるものゝ如きは請ふ別に來て問ふ所あれ、

尙ほ本講義中、處々引用する所の卑著テニヲハ全廢論に就きて、質問せらるゝ人あるが、同書は來年を以て發表する愚按なり、本講義と對照研究あらむ事を望む、三十七年十月記

## 支那文典

大尾

### 自跋

予、去月國語漢文講習會に在りて、支那文典を講ずるや、在地方中學に教鞭を執り給ふ所の教員諸氏、年來攻究せられし所の支那文典の疑義を採りて、頻に有益なる質問を發せられたり、然るに其中に就きて、近來世に公にせられたる種々の支那文典の説を擧げて、其得失を問はるゝもの多かりき、たとへば曰く、某氏の文典には、前置詞の於乎<sub>レ</sub>予<sub>レ</sub>が各異なりたる義を有すと説けり、こは如何とか、又曰く、某氏の文典には、代名詞の是<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>等が文字によりて義を異にすと説けり、こは如何とかの類是なり、予は皆一々之に明確なる答を附して、其可否を評論したりしが、熟々思ふに、右の如き、近來世に公になりたる支那文典は、多くは徳川時代の助辭解、虛字解の類と、獨逸のガバレンツ博士の支那文典、又は馬氏文通の類とを參考して編輯せし所に係り、所謂「文典ヲ見テ文典ヲ作ル」てふ、眞摯なる學者社界にては、全く度外に措ける所の方法によりて作り出せる者なるが故に、其説く所或は實地に當らずして、若し文章を作らむとする場合には、忽にして支障を生ずるが如き説をなして憚らざるもの



ならむと然り而して予の支那文典も亦猶ほ未だ十分に圓熟せず是を以て或は稀に誤なきにしもあらざるべけれども要するに自ら古書を讀み又自ら文章を作るの參考に供せむが爲に研究せしものなるが故に一字一語の解釋も古人の説に依憑せしものなく直に古書を讀破して其用法を比較研究し古人の説は只參考所は書名を器して之を引用せり且自ら之を實地に應用して多年一日の如く種々の方面より研究を重ねたれば庶くは他に比すれば多少誤なきに幾からむ歟故に本講義説く所にして其他書と扞格する所あらば疑ふ所なく本講義の所説を以て真となし斷して之に従て可なり

明治三十七年九月十日

廣池千九郎識

自序

支那文典正誤概表

頁	行	誤文	正文	頁	行	誤文	正文
一	五	支那語の云々	支那の上の括弧を除く	二	九	學んだのと	學んだをとす
一	二	告げ子	告げ子	三	二	云う事	云ふ事
二	一	稱するのてす	の下に注文として『音樂五書下ノ八左反切之始と云ふ條に顏氏家訓を引きて支那内地の方言の各處大に異なることを云へり、後掲すべし』の一節を補ふ	四	二	いふ事	いふ事
四	五	關する研究	關する秩序的研究と改む	五	四	云う事	云ふ事
六	二	既文解註	既文解字註	六	五	云う事	云ふ事
六	六	一科學の術	一科の學術	六	二	此區別についての七字を削り、れなの三字を補ふ	
八	二	一字を補ふ	下にこれはの三字を補ふ	六	三	尼抵	尼抵
八	四	故にの下に	又前置詞の五字を補ふ	六	四	交世間	度世間
八	六	いへばの下に	洋文漢文ではの六字を補ふ	六	六	云う事	云ふ事
九	一〇	云う事	云ふ事	七	一	云う心	云ふ心
九	三	云う事	云ふ事	七	四	六合釋	六合釋
一〇	一〇	Camp	Comp	七	一	發考	發考
二	五	云う事	云ふ事	八	四	持業釋	持業釋
二	七	云う問題	云ふ問題	八	〇	形容詞	形容詞
		支那文典正誤概表					
				九	七	省略	省略
				九	三	論一左	論一左
				九	九	形を存しての下に居つての三字を補ひ、獨立句とならぬのであるを得ぬのですと改む	
				一〇	六	Proposi 云々	Proposi 云々
				一〇	三	字則	則字
				一〇	九	省略	省略
				一〇	三	論一左	論一左
				一〇	九	形を存しての下に居つての三字を補ひ、獨立句とならぬのであるを得ぬのですと改む	
				一〇	一		
				一〇	七	中沖浪	中沖浪
				一〇	五	形容の中間の括弧を除く	
				一〇	七	形容詞語根	形容詞の語根
				一〇	一	同上の下に置點を附すべし	
				一〇	二	非	非
				一〇	〇	春秋二十七	春秋二十
				一〇	〇	春秋ノ五右	春秋ノ五右
				一〇	〇	言於公の於公の右傍に括弧を附す	
				一〇	〇	論四左	子曰、伯夷叔齊不
				一〇	二	念惡惡、惡是川希と補正す	
				一〇	二	論四左	顔淵死○中從者曰、
				一〇	六	子獨矣、曰有働乎、非夫人之爲	
				一〇	六	働、而誰爲と補正す	
				一〇	六	Proposi 云々	Proposi 云々
				一〇	三	字則	則字
				一〇	九	省略	省略
				一〇	三	論一左	論一左
				一〇	九	形を存しての下に居つての三字を補ひ、獨立句とならぬのであるを得ぬのですと改む	



三三 孔子爲人何如の右傍の括弧を除き、八行の六つを五つに改め、十二行の「次に云々より一つ宛あるのみです」迄七十七字を削る

三二 註の「を」はとの誤と云ふ説あり云々を「東宮を」のなはとの誤と云ふ説あり」と改む

三〇 一句の上に括弧を補ふ

二九 之を八品詞の中

二八 女耶女 女耶花

二七 女耶女 女耶花

二六 右の者を右傍の線を除く

二五 左の道 左の道

二四 接續代名詞 接續代名詞

二三 接續代名詞 接續代名詞

二二 (ナルカ) (ナルカ)

二一 是

二〇 右の外を併しと改む

一九 二五五ノ九行の次へ「第七、副詞、又は、副詞句を代表する之字、〔孟子十四下〕古之人修其

三六 天爵ニ而人爵従レ之、古之人修其天爵といふ句が副詞句で、之字は、之を代表の一節を補ふ

三五 漢語の下に動詞の二字を補ふ

三四 父の振假字のササメシムを補ふ

三三 日本書紀 日本書紀

三二 仕へ人 仕へ人

三一 有り詞か助詞の有りとか助詞の猶狂 猶狂

三〇 代名詞 代名詞

二九 及び自動詞省界の事の九字を除く

二八 ノオ、不オ ノオ、不オとす

二七 ニアラスの下にニテアラズデアラズを補ふ

二六 ニアリの下にニテアリアリを補ふ

二五 唯が思 誰が思

二四 位置の下にPositionの原語を補入す

二三 例の夥しい材料で歸納を頼りに

二〇 研究を重ねましてに改む

一九 大焉 大焉

一八 動詞をの下の其下にの三字を補ふ

一七 ナン 伏

一六 覆の下に送假字のハを補ふ

一五 節六節 第十五款と改め

一四 且四號とす

一三 單純副詞に立つといふ例の下に(一)を補ふ

一二 同丁同行の終りに(二)次に、荷字が、イサ、カと和副せられて、單純副詞に立つ事あり、其例は、〔論語五十三〕始有曰荷合矣、少 有曰荷完矣の一節を補ふ

一一 文章ののをにてと改む、十行の文章の下のも同じ

一〇 他の前置詞の上に或る場合にの五字を補ふ

〇九 然雖而 然而雖

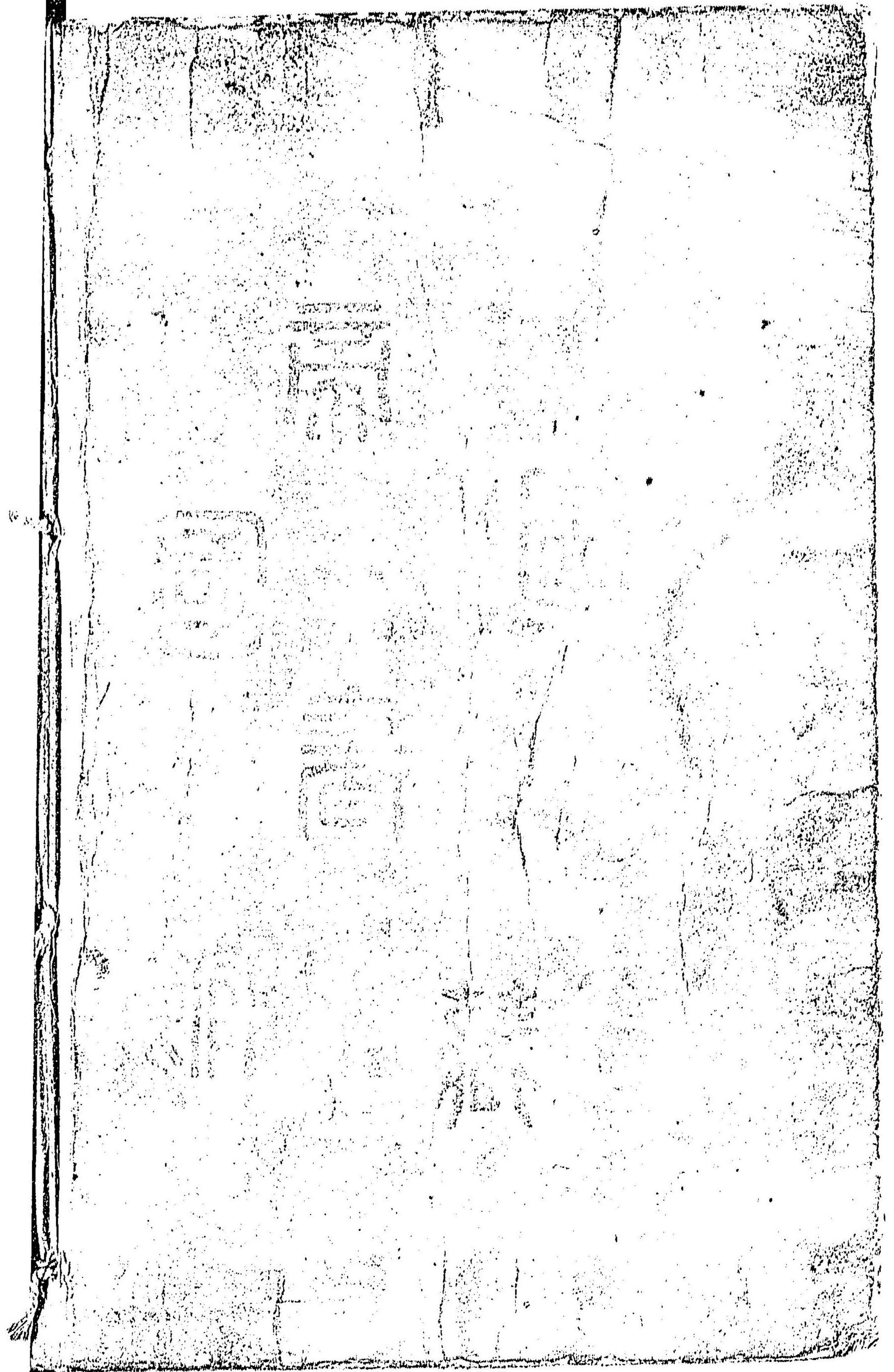
〇八 下句の 下句との

〇七 われば 此れは

〇六 右傍の線、誤あり、除去すべし、

早・文・教・三七・三







42  
395

早稻田大學廿七年度  
教育科卒業論文講義録  
支那文典

廣池千九郎

310463-000-0

62-395

支那文典

廣池 千九郎 述